

文書番号：JRCA TC400-改定5版

継続的専門能力開発（CPD）研修コース登録の要件

制 定：2019年 2月 1日
改定5版：2024年 4月 1日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

1. 適用範囲	1
2. 登録の要件	1
3. 研修の内容	1
4. 研修コースの運用	2
4.1 研修時間数.....	2
4.2 研修人数	2
4.3 受講者の修了評価	3
4.4 教材	3
4.5 研修コース実施状況の確認.....	3
4.6 開催場所	3
5. 研修コースの修了証	3
6. 研修コースの登録手順と方法	3
6.1 初回の登録.....	3
6.2 登録期間及び費用	4
6.3 研修コース登録の変更と返上.....	4
6.4 研修コースの立ち入り審査.....	4
6.5 研修コース登録の一時停止と取消し	4
6.6 登録コースの再申請.....	4
付則	4
付属書 1 継続的専門能力開発（CPD）コースの登録申請書	5
付属書 2 事前承認のための変更届	6
制定・改定履歴	7

継続的専門能力開発（CPD）コースの登録の要件

1. 適用範囲

この要件は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が審査員研修機関（以下、研修機関という。）の実施する継続的専門能力開発（CPD）研修コースを登録するための要件として使用する。

2. 登録の要件

- ① 継続的専門能力開発（CPD）研修コースを登録可能な研修機関は、当センターが承認するMS 審査員フォーカル研修コース運営に求められるレベルに準じたマネジメントシステムを有しなければならない。（「研修コースを運営する研修機関のマネジメントシステムに関する承認の基準」JRCA TJ130を参照）
- ② 本規定内に示されている「研修内容」、「運用方法」及び「登録の手順・方法」その他の要求事項を満たさなければならない。
- ③ 継続的専門能力開発（CPD）研修コースの運営をフランチャイズ、ライセンス供与、外部委託契約してはならない。

3. 研修の内容

継続的専門能力開発（CPD）のための研修内容は、該当のマネジメントシステムの審査に直接的又は間接的に役立つ知識、技能の向上に寄与するもので、以下の次項を対象とする。

① 品質マネジメントシステム審査員の場合(QMS)

- ・ QMS関連規格の理解に関するもの
- ・ 品質マネジメントの原則に関するもの
- ・ 品質管理の技法、改善ツール、統計的手法に関するもの
- ・ 審査技術の向上に関するもの
- ・ 実務経験分野の専門能力向上に関するもの
- ・ 審査員の指導に関するもの

② 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の場合(ISMS)

- ・ ISMS規格及び他の関連する基準文書に関するもの
- ・ 情報技術に関するもの
- ・ 情報セキュリティ技術に関するもの
- ・ リスクアセスメント、リスクマネジメントに関するもの
- ・ ISMS関連法規制、要求事項に関するもの
- ・ ISMSに関連する監査の原則に関するもの
- ・ ISMSの有効性、管理策の有効性の測定に関するもの
- ・ ISMS 審査技術に関するもの
- ・ 審査員の指導に関するもの

③ ISMS クラウドセキュリティ審査員の場合 (ISMS-CLS)

- ・クラウドセキュリティ審査技術の向上に関するもの
- ・ISO/IEC 27017及びクラウドセキュリティ認証に関する要求事項関連
- ・クラウドセキュリティに関連する法令及び規制要求事項
- ・クラウドサービス固有の情報セキュリティリスク
- ・クラウド要素技術（仮想化等）、クラウド基盤関連技術に関するもの

④ 食品安全マネジメントシステム審査員の場合 (FSMS)

- ・FSMS関連規格の理解に関するもの
- ・FSMSの構築、実施、運営に関する技術能力に関するもの
- ・カテゴリ・サブカテゴリの専門知識能力に関するもの
- ・食品安全技術、技法に関するもの
- ・FSMS審査技術の向上に関するもの
- ・審査員の指導に関するもの

⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム審査員の場合 (OHSMS)

- ・OHSMS審査の目的と特徴に関するもの
- ・ISO 45001の各条項の意図及び要求事項に関するもの
- ・OHSMSに関するリスク及び機会への取組みに関するもの
- ・OHSMSに関わる法規制、指針等に関するもの
- ・OHSMS審査技術の向上に関するもの
- ・審査員の指導に関するもの

⑥ 環境マネジメントシステム審査員の場合 (EMS)

- ・EMS関連規格の理解に関するもの
- ・環境関連法令に関するもの
- ・環境指標、環境パフォーマンス評価に関するもの
- ・リスクアセスメント、リスクマネジメントに関するもの
- ・ライフサイクルアセスメントに関するもの
- ・環境設計に関するもの
- ・再生可能技術及び低炭素技術に関するもの
- ・危険有害物質の使用に関するもの
- ・環境管理、環境監査に関するもの

例えば、JIS Q 17021-1:2015 附属書 A「求められる知識及び技能」、JIS Q 17021-3:2018 附属書 A「QMS の審査及び認証に関する知識」、JIS Q 17021-10:2018 附属書 A「OH&S マネジメントシステムの審査及び認証に関する知識」、JIS Q 27006:2018 附属書 A「ISMS の審査及び認証に関する知識及び技能」、ISO22003-1:2022 附属書 C「力量を決めるために必要な食品安全マネジメントシステムの知識及び技能」、JIS Q 17021-2:2018 附属書 A「EMS の審査及び認証に関する知識」に記述されている内容等がテーマとして考えられるが、これらに限定されることはない。

4. 研修コースの運用

4.1 研修時間数

昼食時間、休憩時間、その他自由時間を除く実時間とする。

4.2 研修人数

研修コースの研修人数は、内容及び設備に応じて適切に設定すること。

4.3 受講者の修了評価

研修コースは受講者の習熟度を評価する手段を有すること（習熟度を評価する方法は試験、レポート、演習結果、またそれらの組み合わせ等が考えられるが、研修の目的や内容にふさわしい評価方法を採用すること）。

4.4 教材

テキストには、以下を表示すること。

- ①JRCA 登録CPD 研修コースであることを示す文言及び該当するマネジメントシステム(MS)種類
表記の仕方：“JRCA 登録CPD 研修コース(QMS、ISMS、ISMS-CLS、FSMS、OHSMS、EMS)”
※（ ）内は該当するMSを“ / ”でつないで表記すること

- ②研修機関名
③コース名
④テキスト版数

4.5 研修コース実施状況の確認

講師の力量や研修の構成・プログラム、また研修の実施状況については、必要に応じて研修機関の事務所や研修実施場所で確認することがある。

4.6 開催場所

開催場所は研修コースとして相応しいところであれば、研修機関以外の施設の使用、出張研修も可とする。インターネットを介した開催も可とするが、この場合、ウェブ会議システム、テレビ会議システムなどを利用し、集合研修での開催と同じ時間数を確保できる開催方式とする（研修内容を録画し、受講生に視聴させる形式のものは不可とする。）

5. 研修コースの修了証

研修機関は、研修コースの全課程を受講し、習熟度の評価に合格した者に修了証を発行すること。研修受講者は、該当する修了証（写し）を当センター（JRCA）に提出することにより、研修時間分の継続的専門能力開発実績とすることができる。

なお、修了証には以下を明記すること。

- ①JRCA 登録CPD 研修コースであることを示す文言及び該当するマネジメントシステム(MS)種類
表記の仕方：“JRCA 登録CPD 研修コース(QMS、ISMS、ISMS-CLS、FSMS、OHSMS、EMS)”
※（ ）内は該当するMSを“ / ”でつないで表記すること

- ②研修機関名
③コース名（コース名は、類似の研修コースと識別ができるよう明確な名称を用いること）
④実施日
⑤研修時間数
⑥受講者氏名

6. 研修コースの登録手順と方法

6.1 初回の登録

継続的専門能力開発（CPD）コースの登録を希望する場合は、当センターの登録審査を受けること。（申請書を提出すること）

<CPDコース登録審査>

- ①書類審査：（提出文書）
- a) 研修機関運営のためのマネジメントシステム文書、手順書、様式等の文書一式。（但し、審査員フォーマル研修コースの承認を受けている研修機関は提出不要）
 - b) 研修コースのカリキュラム（プログラム）
 - c) 研修用テキスト・教材

- d) 講師の選定及びその継続的訓練プログラム及び研修講師リスト
(講師については、研修機関がその力量を評価し認めた者であることを示すこと)
 - e) 受講生の評価の手順・方法
 - f) 合格修了の証明書及び参加の証明書のデザイン及び内容
 - g) その他、研修コースの運営に重大な影響を与える可能性がある事項
- ②事務所審査：書類審査の結果、必要と判断した場合に実施する。
- ③立会審査：書類審査及び事務所審査の結果、必要と判断した場合に実施する。
- ④上記①a) に基づく実地審査(②又は③、ないしはその両方)にかかる費用は、研修機関(受審組織)が負担する。(審査員フォーマル研修コースの承認を受けている研修機関については、特に必要な場合に限り実地審査を行なう。)
- ⑤当センターは、登録審査の結果により研修コース毎に登録の可否を決定する。

6.2 登録期間及び費用

登録期間は毎年4月から翌年3月までとする。研修機関は、研修コースが新規に登録された場合は、登録時に年間登録料(¥100,000)に消費税を加えた金額を支払うこと。また、次年度も登録を継続する場合は、前年度末までに年間登録料に消費税を加えた金額を支払うこと。年間登録料は、(一つの)マネジメントシステム毎に¥100,000に消費税を加えた金額とする(研修コース毎ではないので注意)。

6.3 研修コース登録の変更と返上

研修機関は、登録された研修コース内容の変更を行う場合は、“事前承認のための変更届”と変更箇所を示した文書一式を提出すること。

また、研修機関は、自らの判断で研修コース登録が不要となった場合は、“事前承認のための変更届”を用いて登録を返上することができる。

6.4 研修コースの立ち入り審査

当センターの判断により、必要な場合は、立ち入り審査を行なうことがある。例えば、研修機関運営のためのマネジメントシステムや研修コース内容が受講者に不利益をもたらすような大きな変更があった場合や、研修コースに対する異議申し立てや苦情等の情報入手により緊急対応が必要な場合、また、その他不測の事態が発生した場合などは、該当する研修機関の費用負担により、(当センターが)状況に応じて立ち入り審査を行なうものとする。

6.5 研修コース登録の一時停止と取消し

該当する研修コースが、継続的専門能力開発(CPD)のための研修コース登録として前提条件が満たされなくなった場合や、講師の力量が不十分な場合、またコースの内容が要件を満たしていない場合、当センターは状況に応じて登録の一時停止又は取り消しをする。

6.6 登録コースの再申請

継続的専門能力開発(CPD)コースの承認を一旦返上した後に、再度の登録を希望する場合は初回の申請として受け付ける。

付則

この要件は、2024年4月1日から適用する。

付属書 1

一般財団法人日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中

継続的専門能力開発 (CPD) コースの登録申請書

「継続的専門能力開発 (CPD) コースの登録要件 (JRCA TC 400)」に規定されている要求事項を遵守すること及び申請コースの登録に必要なすべての情報を提供することを誓約し、下記の通り研修コースの登録を申請いたします。

申請日： 年 月 日

申請 機 関 代 表 者	研修機関名	
	所在地：〒	
	所属・役職 ・氏名 (署名又は記名・押印)	
連 絡 担 当 者	所属・役職・氏名	
	電 話：	住所 (上記申請者と異なる場合)：〒
	F A X：	
	e-mail：	
申 請 内 容		
登録する研修のマネジメントシステムをチェックして下さい		
<input type="checkbox"/>	品質マネジメントシステム	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	情報セキュリティマネジメントシステム	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	食品安全マネジメントシステム	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	クラウドセキュリティ	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	労働安全衛生マネジメントシステム	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	環境マネジメントシステム	
申請区分		
<input type="checkbox"/> 初回申請		<input type="checkbox"/> 追加申請
登録するコース名称及び研修時間数を記入下さい		
①	研修コース名称、研修時間数	
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
添付書類は「継続的専門能力開発 (CPD) コースの登録の要件」(JRCA TC400)6.1項参照		

付属書 2

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA) 御中

事前承認のための変更届

届け出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

届け出者： _____

変更 内容	
添 付 資 料	
変更 予 定 日	

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年4月1日	・日本規格協会 JRCA TC400 改定5版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定1版	2019年5月20日	・JIS Q 19011:2019、JIS Q 17021-10:2018に関連する項目を追加(3項)
改定2版	2019年10月1日	・EMSに関連する項目を追加(2項、3項、付属書1)
改定3版	2020年4月1日	・ウェブ会議システムなどを利用したコースの開催を追加(4.6項)
改定4版	2022年4月15日	・登録の要件として求めるマネジメントシステムの参照文書を修正(第2項)
改定5版	2024年4月1日	・ISO/TS22003の廃止及びISO22003-1:2022の制定に伴い関連箇所を改定した。(3項)